W 山形県公司

令和6年1月5日(金) 第467号

毎週火・金曜日発行

次 目

> 告 示

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事	業者の
指定(置賜総合支庁地域保健	冨祉課)··· 1
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事	業者の
指定に係る事業の廃止(庄内総合支庁地域保健	福祉課)…同
○同) 2
○救急病院等の告示······(医療i	政策課)…同
○土地改良区の役員の退任の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	計画課)…同
○土地改良区の役員の就任の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) … 3
○道路の区域の変更・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	総務課) … 4
○一般国道の供用の開始・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・) …同
○住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の規定による	
住宅確保要配慮者居住支援法人の変更の届出(建築	注宅課)…5
公告	
○令和6年山形県保育士試験の実施・・・・・・・・・・(子ども成育)	支援課)…同
	

山形県告示第1号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定に より、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	定 員	指定年月日
合同会社愛の風 米沢市広幡町京塚2614番地の2	ウイング 米沢市広幡町京塚2614番地 の2	就労継続支援(B 型)	20名	令和 5.12.22

山形県告示第2号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定に より、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービス の種類	廃止年月日
特定非営利活動法人やすらぎの	精神障害者居宅介護事業所翔		
会		居宅介護	令和 5.12.28
鶴岡市西新斎町21番8	鶴岡市美咲町26番1号		
特定非営利活動法人やすらぎの	精神障害者居宅介護事業所翔		
会		重度訪問介護	同
鶴岡市西新斎町21番8	鶴岡市美咲町26番1号		

山形県告示第3号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害	子福祉 重類	ナー	廃止年月日	
イデアルファーロ株式会社	ヘルパーステーションあらた	仁	4 4	1亚	≑ #;	Δ∓n Γ 10 01
酒田市東町一丁目15番地の25	酒田市東町一丁目15番地の25	11	動	援	護	令和 5.12.31

山形県告示第4号

次の病院は、救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項に規定する救急病院である。 令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

名	称	所	在	地	認定	期間
医療法人徳洲会				令和6年2月1日から		
庄内余目病院		宋田川郡庄/ 	可町松陽一丁目1	令和9年1月	31日まで	

山形県告示第5号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、山口・田麦野土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名			住 所	
理事	伊	藤	定	夫	天童市大字道満165番地の1
同	大	Щ	敦	郎	同 山口2171番地
同	水	戸		岡川	同 2086番地
同	片	桐	良	雄	同 道満50番地
同	矢	野		茂	同 山口3348番地の1

山形県告示第6号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、山口・田麦野土地改良区の役員に次の者が就 任した旨の届出があった。

令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別)別 氏		名		住	所
理事	片	桐	良	雄	天童市大字道満50番地	
同	水	戸		剛	同 山口2086番地	
同	後	藤	修	_	同 田麦野854番地	
同	伊	藤	義	久	同 山口2370番地	
同	松	田	義	彦	同 3096番地	
同	新	関	源	衛	同 2294番地の 2	
同	瀧	П		徹	同 川原子2857番地の11	<u> </u>
同	村	Щ	弘	美	同 田麦野1125番地	

司		松		田	俊	彰	同	司 山口188番地
同		平		塚	俊	雄	同	司 2187番地
同		瀧		П	良		同	司 4040番地の8
同		村		Щ	忠	彦	同	司 696番地
同		片		桐	政	治	同	司 道満1387番地の3
同		東	海	林	勝	幸	同	司 田麦野1166番地
監	事	片		桐	完		同	司 道満48番地
同		松		田	和	義	同	司 山口358番地の1
同		村		Щ	俊	雄	同	司 666番地

山形県告示第7号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月5日から同月19日まで縦覧に供する。 令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 287号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延	長
米沢市下小菅字北山1029番 1 から 同 蓬田839番 2 まで		旧	12. 4 メートル	225	メートル
同	上	新	26.6 メートル く 11.8	246	メートル

山形県告示第8号

道路法 (昭和27年法律第180号) 第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。 なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月5日から同月19日まで縦覧に供する。 令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 287号
- 2 供用開始の区間 米沢市下小菅字北山1029番1から

同 蓬田839番2まで

3 供用開始の期日 令和6年1月5日

山形県告示第9号

住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成19年法律第112号)第41条第2項の規定により、住宅確保要配慮者居住支援法人から次のとおり届出があった。

令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

住宅確保要配慮者	変更事項	変更内容			
居住支援法人の名称	多 文 争 填	変更前	変更後		
一般社団法人山形身元保証センター	住所	酒田市入船町2番42号	酒田市曙町一丁目5番地 の7		
	支援業務を行う事務所の 所在地	同上	酒田市緑ケ丘一丁目19番 地の8		

公 告

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の8第2項の規定により、保育士試験を次のとおり実施する。 令和6年1月5日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 試験の日時及び場所

区分	期	日	時	間	場	所
筆記	令和6年4月20日	(土)	 午前11時から午後5時ま 	そで	別途指定する。	
事 記	令和6年4月21日	(日)	午前10時から午後4時30)分まで	別述相比りる。	
実技	令和6年6月30日	(日)	別途指定する。		別途指定する。	

2 受験手続

次のいずれかの方法によること。

(1) 郵送による受験申請

受験申請書を令和6年1月10日(水)から同月30日(火)までの間に東京都豊島区高田三丁目19番10号一般 社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに簡易書留により提出すること(令和6年1月30日 (火)までの消印のあるものに限り受け付ける。)。

(2) オンラインによる受験申請

令和6年1月10日(水)午前10時から同月30日(火)午後5時までの間に一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターのホームページにおいて、受験申請を完了すること。

- 3 その他
 - (1) 令和6年保育士試験受験の手引及び受験申請書の配布を希望する者は、「手引請求」と朱書きした封筒に、 宛先明記の返信用封筒(角形2号)を封入して郵送する方法により、令和6年1月9日(火)から同月19日 (金)までの間に一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センターに請求すること。
 - (2) 詳細については、一般社団法人全国保育士養成協議会保育士試験事務センター (電話0120(4194)82) に問い合わせること。

 令和 6 年 1 月 5 日 印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 6 年 1 月 5 日 発行
 発行人
 山
 形
 県

